

「国立市立保育園民営化ガイドライン（骨子案）」に対する意見募集の結果

1. 実施期間 平成28年8月17日（水）～平成28年9月9日（金）
2. 提出者数 12名
3. 意見内容

（1）「国立市立保育園民営化ガイドライン（骨子案）」に対する意見 ※記載の頁・項目名は意見募集をした骨子案における項目番号です。

該当頁・項目等	意見の内容	意見に対する考え方
1ページ 2. ガイドライン の目的①	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「保育の質」の測定方法の明記が必要 ➤ 「優良事業者」の定義が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 保育の質は、子どもの成長や将来に与える影響をトータルで考えるものであるため、このガイドライン全体で見えていく内容と考えますので、ここでの個別具体的な記載は行わないこととします。 ➤ 有料事業者の定義については、具体的には、事業者選定にあたっての募集条件を満たすことができる事業者とすることができますが、この項目は目的の記載になりますので、このような記載に留めています。
1ページ 2. ガイドライン の目的②	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2園目以降はどのようになるのでしょうか？この文面があえて載っている意図がわかりません。 ➤ 次回以降の民営化に対してはどうされるのか。再度、保育審議会やガイドライン策定委員会を設置し、検討の上で行うのか、次の民営化が決まった時に決めるのか、担当部局のみで決定するのか。 ➤ 「市で最初となる」の意味は？最初の1園について適用しその後続く場合は別途ガイドラインを作成するという意味？ 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 骨子案作成のたたき台の段階で2園目以降の記述がありましたが、第10回審議会において、まずは1園の実施、検証を経て2園目の検討であることから、その後のことは記載をしないことで整理しています。そのため、変更は行わないこととします。
1ページ 3. 民営化の進 め方④	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 保護者の意見・要望を伺った後のアクションとレビュー及びその公開について明記が必要 ➤ 「保護者の意見・要望を伺いながら実施する」⇒「保護者の意見・要望を伺い、計画及び実施に反映させる」：意見・要望を聞かれるだけでは意味がないので。 ➤ 計画への保護者意見・要望の反映はどこに担保されるのか。保育審議会終了後は業者選定委員会へと移行すると思うが、選定委員会にて保護者の意見・要望をどのように扱うのか規定があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「（前段省略）～保護者の意見・要望を反映させながら実施する。」と修正します。 ➤ 選定委員会については、「5（4）事業者の選定方法」において記載しています。

該当頁・項目等	意見の内容	意見に対する考え方
1 ページ 3. 民営化の進め方②	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 園児への影響の特定。どんな影響、リスクがあるのかを考え、明記し、その影響およびリスクを最小限に抑える方法の開発と抑えられない場合にはその対処法を明記。 ➤ 「園児の影響を～」⇒「園児への影響を～」 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 園児への影響は特定できるものではありませんので、ご意見をこのガイドラインに反映することはしないこととします。 ➤ 2 点目の意見については、ご意見のとおり文言を変更します。
1 ページ 3. 民営化の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民営化の進め方に記載されている二項目については必ず実施していただくよう、強く希望いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ この項目は、民営化を進めるうえでの共通する基本事項となりますので、このとおり進めてまいります。
1 ページ 4. 対象園の選定と実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 『選定と実施時期』となっておりますが、『対象園の発表と説明会実施』ではないでしょうか？ ➤ 選定等の基準が追記される予定なのでしょうか？ ➤ タイトルの「選定」についての説明が抜けている。 ➤ 選定基準も明記。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 項目名称を「4. 対象園の公表と説明責任」に変更します。選定基準については、「5（5）事業者の選定基準」において記載しています。
1 ページ 4. 対象園の選定と実施時期①	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「市が民営化保育園を決定した～」⇒「市が民営化対象保育園を決定した～」：意味があつてほかと違えているのであれば、その意味を知りたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「民営化対象保育園」と表現を統一します。
1 ページ 4. 対象園の選定と実施時期②	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「説明会を実施」し、説明責任を果たす。（追加） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「（前段省略）～入園を希望する保護者に対し説明会を実施し、説明責任を果たす。」と修正します。
1 ページ 5. 民営化の手法（1）方式	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民設民営方式について、もう少し説明があると分かりやすいです。 例）土地・建物は無償貸与する等。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民設民営方式の説明を追加します。
1 ページ 5. 民営化の手法（2）運営主体	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「運営実績」の詳細を明記 ➤ 保育園の運営実績が6年以上ある社会福祉法人として欲しい。（理由）運営実績の定義が不明確。入園から卒園まで各年齢の保育実績があるのが望ましいと思う。 ➤ 「保育園」⇒「認可保育園」 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第9回審議会において、職員配置の項目で、0歳児から5歳児までの一連の運営実績も持っていることが必要との考えでまとまっていますので、運営主体についても最低6年の実績があることが妥当であると考えます。また、保育園運営の実績は認可園に限定することは必要と考えます。よって、「設置・運営主体は、認可保育園の運営実績が6年以上ある社会福祉法人とする。」と変更します。

該当頁・項目等	意見の内容	意見に対する考え方
1 ページ 5. 民営化の手法（3）事業者の募集方法①	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「公募」とカッコつきになっている意味は？ 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 募集方法として、最も強調すべき点ということでカギカッコを付けて記載しています。他の項目においても、「民設民営」や「事業者選定委員会」にカギカッコを付けてありますが、全体として再度整理をします。
2 ページ 5. 民営化の手法（3）事業者の募集方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「（3）事業者の募集方法」の次に募集条件を記載して頂いたほうが理解し易いです。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 骨子案の募集方法→選定方法→選定基準→募集条件の順番では、募集に関する項目の間に選定についての項目があり、わかりにくいので、（3）募集方法→（4）募集条件→（5）選定方法→（6）選定基準の順番に変更します。
2 ページ 5. 民営化の手法（3）事業者の募集方法③	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「募集の際には、」のあとに「対象園保護者の意見・要望を反映し、」を追加する。 ➤ 募集要項は募集をかける前に保護者に公表されるのか？ ➤ 国立市が募集要項を作成するのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民営化園の決定後、対象園の保護者に対し個別に説明会を実施していきます。保護者からのご意見を伺い、ガイドラインを基本に可能な限り反映していくこととなります。よって、「募集の際には、ガイドラインに沿った募集要項を市が作成し公開する。作成にあたっては、対象園の園児保護者の意見や要望を最大限考慮する。」とします。 ➤ 募集要項は、事前に保護者の方から意見を伺う機会を設けていく予定です。 ➤ 募集要項は、ガイドラインに沿って市において作成していきますが、上記のとおり作成にあたっては保護者の意見を伺いながら作成していく予定です。
2 ページ 5. 民営化の手法（4）事業者の選定方法①	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 入札が不調に終わり、事業者が選定できなかった場合、選定基準はどうするのか。どこかを譲る形になるのか、業者が無理をして合わせるのに同意するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 選定基準を満たす事業者がいなかった場合については、第9回審議会において、基準を下げることは質を下げることにつながるので行わない点と、再度公募することになるので、あえて記載することではないと集約されています。

該当頁・項目等	意見の内容	意見に対する考え方
2ページ 5. 民営化の手法（４）事業者の選定方法②	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「事業者選定委員会」の設置者および委員構成を明記してください。 ➤ 保護者のオブザーバーは何人参加可能か？ ➤ 学識経験者を参加させる「必要がある」 ➤ 保護者からの意見を伺った後のアクションとレビュー及び公開についての明記 ➤ 対象園の保護者代表をオブザーバー委員ではなく、委員としてください。選定委員に偏りを感じます。 ➤ ②「オブザーバー委員」の具体的な職務、立場等は？ 発言や意見反映ができるのかどうか、何が他の委員と違うのか。また、学識経験者を参画させる場合、対象園の保護者会が候補者を挙げ、その後の調整や手配は市が行うのか。候補者が適任かどうかは、保護者会の責任になるのか。学識経験者は保護者会の意見を吸い上げる機能を持つのか。 ➤ 市が指定する基準がガイドラインよりも実質的な選定基準になるかと思うが、いつ公開されるのか。指定する条件についてはどのように決定されるのか。公表されるのか。意見を述べる機会はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 他市のガイドラインと同様に、学識経験者、保育現場経験者、市行政職員等で組織するといった主旨の記載を追加します。 ➤ オブザーバー委員については、「事業者選定委員会」を立ち上げる際に定めていきます。 ➤ 保護者会が推薦した場合には、推薦する学識経験者が参加することになりますが、保護者会が推薦しない場合も可能性として考えられますので、「必要がある」と言い切ってしまうと推薦しない場合の対応ができませんので、表記は変更しないこととします。 ➤ 保護者からの意見については、選定委員が事業者を選定する際に考慮することになります。 ➤ 保育審議会において、保護者を委員とするかオブザーバー委員とするかの議論を行いました。その中でオブザーバー委員とすることで集約していますので、修正は行いません。なお、その検討の過程がわかるように、注釈を付けることといたします。 ➤ オブザーバー委員の役割についても、注釈等により明示いたします。 ➤ 選定基準については、ガイドラインに定められたものをもとに事業者選定委員会で確認していきます。
2ページ 5. 民営化の手法（４）事業者の選定方法③	<ul style="list-style-type: none"> ➤ プレゼン等の際に、引き継ぎで保育を行うことをどのように考えているか等がわかると更に保護者の不安軽減になるかと思えます。 ➤ 選定委員会は透明性を保つため、原則、公開にし、事業者のプレゼン等がある場合も保護者等が参加できる日時で公開して頂けると、保護者の不安軽減になるかと思えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者のプレゼンテーションでは、事業の移管を受けるにあたって、事業者がどのように考えているかを伺いながら各委員が選定をすることになります。このような意見を出していただく点は、オブザーバー委員として参画する保護者の役割の1つとなります。プロポーザル方式の説明についても追加記載します。 ➤ 審査の過程は原則公開とする旨を追加記載します。
2ページ 5. 民営化の手法（５）事業者の選定基準②	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市が指定する条件に保護者が意見する場はあるのかどうかの明記が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 保護者説明会等により保護者からの意見・要望を受けていくこととなります。ガイドラインでは「3. 民営化の進め方」において、民営化を進める際の全体的な方向として、保護者への情報提供と説明を十分に行うこと、保護者の意見・要望を伺いながら実施していくことを明記していますので、この項目での記載はしません。

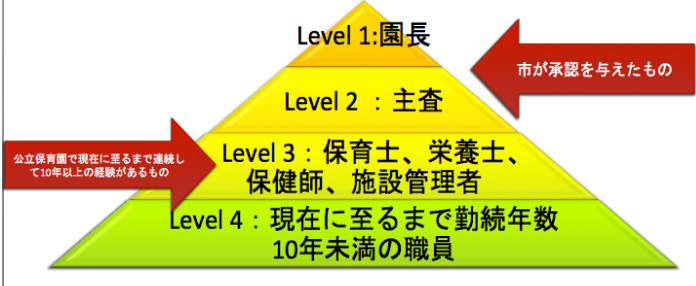
該当頁・項目等	意見の内容	意見に対する考え方
2ページ 5. 民営化の手法（5）事業者の選定基準⑤	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「公立保育園の保育水準を満たし、保育の質を維持、向上できる事業者であること」という内容を追加。 ➤ 公立保育園と同水準の職員とは、経験・職歴や待遇面で事業者の職員が同水準というかが不明確。事業者の職員の経験年数、待遇面（給与）も同じ水準という事であれば、事業者決定の際は、上記の選定基準を満たしているのか、水準を満たし運営していくのか等、エビデンスを公開希望。（理由）経験・待遇面の水準が満たされない場合、保育の質も保たれず、維持できないと思う為。 ➤ ⑤「同水準」：具体的には何をもって同じ水準とみるか。民営化当初は「水準」に達していても、その後の人員入れ替えなどで水準を維持しているかどうかはどのように確認するのか。必要な水準に達していない場合は市が指導するのか。 ➤ 「と同水準」はなく、「を超える水準」でないと組織変更の意味がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「公立保育園の保育水準を満たし、保育の質を維持、向上できる事業者であること。」を新たな選定基準の1つとして追加します。 ➤ この⑤の基準は、職員配置についての記載ですので、保育士の配置基準やしょうがい児の加配対応等において公立保育園と同水準の配置ができるという主旨です。経験については、募集条件の〈職員配置等の条件〉において記載しています。
2ページ 5. 民営化の手法（5）事業者の選定基準⑥	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「4半期ごとに保護者に対しての説明責任を果たせること。」を追加してほしい。 ➤ 説明会の時に、公私に差はないと市側の説明がありましたが、それはあくまでも今ある市内の私立園が歴史もあり、信頼できる園であるからであって、新しく入っている園が、そうである保証は何もありませんので、差はないと言い切ってしまうことに疑問を感じております。そのためガイドラインだと思いますので、この項目は大変重要だと感じます。もう少し具体的に示してもよいと感じます。その1つとして財務的に透明であることをのぞみます。しっかりと人件費に費用をさいているかも、良い人材確保の1つになるのではないのでしょうか（人件費の公開）。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ガイドラインの選定基準の項目になりますので、ある程度広い内容での記載となります。健全性や透明性の確保について、その程度に関しては、事業者選定の際に審査していく内容と考えています。
2ページ 5. 民営化の手法（5）事業者の選定基準⑦	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 具体的説明を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ガイドラインの選定基準の項目になりますので、ある程度広い内容での記載となります。教育方針の特殊性の度合いなどは、事業者選定の際に審査していく内容と考えています。

該当頁・項目等	意見の内容	意見に対する考え方
2ページ 5. 民営化の手法（5）事業者の選定基準⑧	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子どもの負担を最小限にするために、考える具体的な負担を提示し、それに対するリスクコミュニケーション及び対処方法が必要。 ➤ 保護者に対する「柔軟で適切な対応」方法の明示が必要 ➤ 「子どもの民営化に係る負担」⇒「民営化に係る子どもの負担」 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子どもの負担として、保育士が入れ替わる点が特に大きいと考えますので、「保育士の入れ替わりなど環境変化に対する子どもの負担を最小限にするように努めるとともに、」と修正します。対処方法については、丁寧な引継ぎ、合同保育の実施となりますので、その項目に記載します。 ➤ 柔軟で適切な対応についての明示については、記載することでその方法のみをすればよいことにもつながってしまうことも考えられます。そのため、ガイドラインではこのとおりの記載とし、事業者選定の際に審査していく内容と考えています。 ➤ 記載の文言については整理します。
2ページ 5. 民営化の手法（5）事業者の選定基準⑨	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「地域」の範囲、「保護者支援」の定義、「積極的」の判断方法について明記 ➤ 「保育園に入所している保護者」⇒「保育園に入所している子の保護者」。⑨の文章が分かりにくい。「保育園入所のいかんに関わらず、地域の子育て家庭の保護者支援に積極的であること」？ 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の範囲については、主に保育園がある周辺エリアを基本に市内、保護者支援については、保育所保育指針の内容となります。ガイドラインには、その点がわかるように記載します。積極的の判断については、事業者選定の際に審査していく内容であると考えています。 ➤ 文言については、「保育園に入所している子の保護者」に修正します。
2ページ 5. 民営化の手法（5）事業者の選定基準⑩	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「地域」は国立地域？それとも当該社会福祉法人が園を運営している地域？「実績」とはどういう実績？また、文全体として、保育園運営だけでなく地域貢献しているかどうか、ということ？ ➤ 「地域」の範囲、「貢献」や「実績」の判断方法についての明記 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域については、上記⑨と同様の考え方です。 ➤ 地域貢献や実績は、実際に運営している保育園がある地域での地域貢献や実績となります。
2ページ 5. 民営化の手法（5）事業者の選定基準⑪	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 離職率の低さに言及するとしたらこの項目に入れるのか？離職率の低さを担保する項目が欲しい。 ➤ 「積極的」の判断方法 ➤ 園運営に「全」職員の参加がなされている必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 離職率や積極的の判断は、事業者選定の際に審査していく内容であると考えています。 ➤ 「～積極的に行われており、職員の意見が考慮された園の運営が行われていること。」と修正します。
2ページ 5. 民営化の手法（5）事業者の選定基準⑫	<ul style="list-style-type: none"> ➤ （6. に出てくるが）「三者協議会」が唐突にでてくるので意味がわからない。 ➤ 「誠実に参加」ではなく、「必ず誠実に参加」 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ この項目において、初めて三者協議会が記述されていることから、「保護者・事業者・市の三者により構成される三者協議会に誠実に参加し、」と修正します。 ➤ 三者協議会では事業者を含め三者全ての参加が必須です。誠実に参加するとは、必ず参加する旨を含んでいます。

該当頁・項目等	意見の内容	意見に対する考え方
2ページ 5. 民営化の手法（5）事業者の選定基準⑬	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 管理体制について市からの承認を得る必要がある。又、事故報告書の作成及び開示についての明記 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 健康、安全面に対する管理体制については、事業者選定の際に具体的に提示していただき審査していくことになります。
2ページ 5. 民営化の手法（7）募集条件<運営全般>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 運営全般に対する市のモニタリング方法について明記が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・ セキュリティ ・ 鋭利物、刃物の管理 ・ 不審者対策 ・ 災害への備え ・ 遊具の安全性 ・ 水道水の管理（水質検査） ・ 安全環境のための職員の教育（消火器などはすべての職員が使える必要がある） ・ 病気管理に関して、予防策の徹底、伝染病の対処、緊急時の対応、職員のトレーニング保護者への教育 ・ 園児は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。 ・ 園児の権利（児童憲章の浸透） ・ 児童権利宣言（国連） ・ 園児の精神的サポートに関する職員の教育 ・ 質指標のデータ収集、分析、改善計画の実施と公表。（感染症は何人出たか、事故は何件か、そして他園の比較が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業の移管後の状況確認については、7.民営化後の取組（2）市の確認・点検・支援の項目において記載しています。
2ページ 5. 民営化の手法（7）募集条件<運営全般>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ③地域性を生かした～ 地域性⇒都外からでもOKなのか？ 国立市の社会福祉法人でやってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ この項目は、移管後、園の運営にあたっては地域性をいかしていくことを求めている項目です。公募の際に必要な募集範囲等の詳細については、このガイドラインに基づいて作成する募集要項において定めていきます。

該当頁・項目等	意見の内容	意見に対する考え方
<p>3 ページ</p> <p>5. 民営化の手法（7）募集条件<基本的条件></p>	<p>5 対象施設の年間行事を原則として継承すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 例外はあるのか？ <p>6 これまでの園庭開放、育児相談等の子育て支援・子育て交流事業をはじめ、新たな子育て支援事業に取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 民営化実施後いつまでの始めるのか？明記。 ➤ どこがどうやって、その新事業を評価するのか？明記。 <p>7 苦情対応への体制(苦情解決責任者、受付担当者、第三者委員の設置)を整備すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各者に必要な能力、経験及び資格について明記 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 三者協議会での協議結果によっては例外があると考えています。 ➤ 新たな子育て支援事業については、現在、庁内検討会において優先度を踏まえた整理をおこなっていますので、募集要項の段階で示していくことになります。 ➤ 苦情に対する責任者、苦情の窓口となる担当者、保育園の外部に第三者の委員を配置することを明示することで苦情対応の体制を明確にしておくことを求める項目です。必要な能力、経験及び資格については定めることはいたしません。
<p>3 ページ</p> <p>5. 民営化の手法（7）募集条件<基本的条件></p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ⑤「年間行事を原則として継承する」：継承しない場合、新たに設定する場合は実施団体が独自に決めるのか、保護者に意見を求めるのか。 ➤ ⑥「～交流事業をはじめ、新たな子育て支援～」⇒「～交流事業を継承し、さらに新たな子育て支援～」：「をはじめ」では文がおかしい。 ➤ ⑧地元産野菜を使う、放射能検査を施すなど安心安全な食とすることを入れる箇所としてはここ？その記載がほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 三者協議会での協議結果によっては例外があると考えています。 ➤ 文言については、修正します。 ➤ 「自園調理方式により食育を推進するとともに、安全・安心な給食を提供すること。また、アレルギーを持つ児童への対応を丁寧に行うこと。」と修正します。
<p>3 ページ</p> <p>5. 民営化の手法（7）募集条件<基本的条件></p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 給食、おやつで使う食材の産地や安全性を徹底公開 公立と現在とは違うところは、営利目的に出来ることだと思います。目に見えない分、子どもだと違いが分かりにくい食の安全性が削られてしまう心配があります。是非、公開して頂きたいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「自園調理方式により食育を推進するとともに、安全・安心な給食を提供すること。また、アレルギーを持つ児童への対応を丁寧に行うこと。」と修正します。使用食材の産地等の公開等については、選定の際に審査する内容となります。
<p>3 ページ</p> <p>5. 民営化の手法（7）募集条件<基本的条件></p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 保育公開日を沢山設ける。普段の様子（園の設備、子供たち、職員の方たち）を、保護者が認識して安心できるように。 民営化がはじまって、子供たちはどう過ごしているのか、何が変わったのか、保護者はとても不安な日々を過ごすと思います。参観月、日を設定するのではなく、希望したら受け入れてくださると安心かなと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個別具体的な内容ですので、選定審査の際に確認していく内容であると考えています。

該当頁・項目等	意見の内容	意見に対する考え方
3ページ 5. 民営化の手法（7）募集条件<職員配置等の条件>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ もっと詳しい規約などが詰められないものか。例えば、非正規社員の場合継続的に就学を希望する場合積極的に雇用するように努める。これは、あまりにヒドい。継続的に今までの待遇（給料面など）はそのままに雇用する。としてはどうか。それこそが継続的という意味だ 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 雇用契約ですので、市から必ず採用することを求めることはできません。そのため、積極的な雇用に努めることという表現になります。
3ページ 5. 民営化の手法（7）募集条件<職員配置等の条件>	<p>②施設長及び主任保育士は専任で、社会福祉士、社会福祉主事又は保育士の資格を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「幹部職員としての能力と経験を有するものであること」を追加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「施設長及び主任保育士は専任で、社会福祉士、社会福祉主事又は保育士の資格を有し、幹部職員としての能力と経験を有していること。」と修正します。
3ページ 5. 民営化の手法（7）募集条件<職員配置等の条件>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 看護師・調理師等についての条件がないがなぜか。 ➤ 保育士だけではなく栄養士、保健師や看護師などの専門職の指摘・記載をしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 常勤職員には、保育園に勤務する常勤の全ての職員となりますので、看護師、栄養士、調理師についても含まれる内容です。
3ページ 5. 民営化の手法（7）募集条件<職員配置等の条件>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今現在公立保育園で働かれている公務員の方の処遇の懸念→民営へ移って頂き安い賃金で働いて頂くのか、保育以外の市の仕事をして頂くのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公立保育園の保育士は、公務員として採用されておりますので、本人の希望がない限り、退職して移管された保育園にて勤務することはありません。公立保育園の保育士は公務員ですので、全体の奉仕者として、市全体の保育・子育て支援施策の推進役として従事していくことを検討しています。
3ページ 5. 民営化の手法（7）募集条件<職員配置等の条件>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第9回審議会の議事録にもあるとおり、「実績ある社会福祉法人」を選定したとしても、経験ある保育士を揃えることが可能なのかどうか、とても心配。それができなかったという場合、将来的に経験ある保育士を増やしていくとすだけなのか。そもそも保育の質を落とさずに民営化することはできないのではないかと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 経験ある保育士という点については、配置基準により算出された必要保育士のうち、児童福祉事業に6年以上従事した者を3分の1以上にするには、その年数及び割合について保育審議会でも議論してきました。経験のある保育士の人数は、保育の質とも大きく関係してきますので、ガイドラインで示すこの基準を下回る事業者へ移管することはありません。

該当頁・項目等	意見の内容	意見に対する考え方
<p>3ページ 5. 民営化の手法（7）募集条件<職員配置等の条件></p>	<p>3 市の保育士配置基準により算出された必要保育士は、保育士の資格を有し、そのうち3分の1の保育士は、児童福祉事業に6年以上従事した者であること。</p> <p>➢ Level 3の職位が全体の3分の1が望ましい。</p>  <p>4 対象施設に勤務している非常勤職員等が対象施設へ継続的に就労を希望している場合は、積極的に雇用するよう努めること。</p> <p>➢ 「本人が希望する場合には必ず採用すること」へ変更</p>	<p>➢ 配置基準により算出された必要保育士のうち、児童福祉事業に6年以上従事した者を3分の1以上にするには、その年数及び割合について保育審議会でも議論してきました。一定の基準としての妥当性として、原文のとおりとします。</p> <p>➢ 雇用契約ですので、市から必ず採用することを求めることはできません。そのため、積極的な雇用に努めることという表現になります。</p>
<p>3ページ 5. 民営化の手法（7）募集条件<職員配置等の条件></p>	<p>➢ 国家資格である保育士の資格を持った職員が現在と同じであること。民営化になると、基準がなくなってしまう、無資格の職員が保育にあたる事がとても増えると認識しています。保育士になるには国家資格を取得する為に大変な熱意と、努力と、知識、実習で積んでこられた経験が必要だと思っております。その基準が下がると、とても不安です。</p>	<p>➢ 認可保育園では、公立・私立に関わらず、職員の配置基準は同じですので、定員に対して必要な保育士の数が民営化により変わることはありません。</p>
<p>3ページ （9）移管のスケジュール</p>	<p>➢ 骨子案のためか、特にP3の（9）移管のスケジュールが他資料への誘導となっており、とても確認がづらいです。時間がないと思いますが、もう少し最終版に近い形まで作りあげて頂きたかったです。ますます不安になりました。</p>	<p>➢ ガイドラインでは、答申で示されている対象園の決定からの流れを記載していきます。</p>
<p>4ページ 6. 引継ぎ （1）保育内容の継承</p>	<p>1 現在の保育園の一定の保育内容を継承する。</p> <p>➢ 「一定」を定義する旨の明記</p> <p>➢ ①「一定の」：曖昧すぎる。具体的に、保育内容の何を指すのか。「一定の」があるのとないのとで、どのように意味が異なるのか？</p>	<p>➢ 第10回保育審議会において、この「一定」の定義については詳細な定義はしないこととなりました。また、公立保育園の保育士において、現在、保育実践の考え方をまとめる検討をおこなっていますので、それにより示していくことを考えています。</p>

該当頁・項目等	意見の内容	意見に対する考え方
4ページ 6. 引継ぎ (2) 三者協議の実施	2 三者協議会の構成メンバーは、保護者、市(担当課、当該園の園長等の保育士)、事業者(理事長、保育士)を基本とする。 ▶ 三者協議はどこがモニタリングするのかを明記 3 三者協議会の開催は、移管前は積極的に実施する。 ▶ 「積極的」の頻度と管理について明記	▶ 三者協議会には、利用者である保護者、運営主体である事業者、実施主体である国立市が参加して行われるものですので、その履行についてはそれぞれで見ていくこととなりますが、事務局については市で行うことを考えています。 ▶ 第9回審議会において、移管前の三者協議会については、回数を定めることなく、検討する事項があるときに開催するというので、「積極的に」という表現にすることで集約しています。
4ページ 6. 引継ぎ (2) 三者協議の実施	▶ ①三者協議会に参加する保護者は、対象園の保護者の中から選出、移管前後に在園している人で、保育事業に関して知識豊富であるのが望ましく、園代表として会議に出席し、会議準備や保護者への伝達など、かなりの負担となる。協議への保護者参加は当然に必要であるが、その負担は市としても認識していただく必要がある。 ▶ ④移管後の三者協議会開催はいつまで続ける予定か？後年、三者協議会を解散した後に三者での協議が必要と三者のいずれかが希望した場合には開催が可能か。 ▶ 「民営化後も当分の間、三者協議会を継続して行う」を追加。	▶ 保育審議会においても、選定委員会の委員の検討の際に、保護者の方の参画については、保育園の代表としての立場として負担が大きいとの議論がありました。そのため、三者協議会においても、過度の負担とならないような保護者の参画方法等を検討してまいります。 ▶ 終了時期についても、三者協議会で協議して決定していくことを想定しています。また、三者協議会解散後においても、必要に応じて開催することは可能であると考えています。三者協議会の解散の際にこのことを確認しておくことが望ましいと考えます。
4ページ 6. 引継ぎ (3) 合同保育の実施	1 子どもたちへの影響を最小限に抑えるため、現在の保育士と新たな事業者の保育士が合同で保育を行う期間を設定する。 ▶ 現在の保育士が新たな事業者の保育士を養成し、現在の保育士の認定を受けた場合に限り、新たな事業者の保育士は継続して雇用される。(追加) 合同保育の期間については、三者協議会において協議し、市において決定する。 ▶ 最低何年必要かを明記 4 移管後の合同保育については、新事業者が運営する保育園に、市の保育士を派遣し実施する。 ▶ 目的、期間及び実施方法、についての明記が必要	▶ 雇用の関係になりますので、事業者と被雇用者である保育士との間で決定する内容です。合同保育期間に保育内容を引継いでいくことになります。 ▶ 第9回審議会において、合同保育の期間については、三者協議会で協議していくことで集約していますので、修正は行わないこととします。 ▶ 合同保育は、移管に伴い、保育士が変わることによる子どもへの影響を最小限に抑えるなど、スムーズな事業移管を進めるために取り入れています。実施方法についてもガイドラインに追加記載します。

該当頁・項目等	意見の内容	意見に対する考え方
4ページ 6. 引継ぎ (3) 合同保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新たな事業者の保育士と合同保育を行う場合、事業者の保育士は既存運営している保育士である場合、既存園の園児や運営に支障がでないよう、市は配慮する必要があると思う。期間はこれから三者協議会で協議するようですが、なるべく長い期間を設けて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第9回審議会において、合同保育の期間については、三者協議会で協議していくことで集約しています。
4ページ 6. 引継ぎ (3) 合同保育の実施	<p>①子どもたちへの影響を最小限に抑えるため、現在の保育士と新たな事業者の保育士が合同で保育を行う期間を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「期間を設定する」⇒「期間を十分に設定する」 <p>②合同保育の期間については、三者協議会において協議し、市において決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「市において」を削除する。 ➤ 「合同保育中に個々の子ども様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎを行っていく。」という内容を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第9回審議会において、合同保育の期間については、三者協議会で協議していくことで集約していますので、表現については原文のとおりとします。 ➤ 民営化を実施するのは市となりますので、三者協議会での意見を受けて最終的には市において決定となります。 ➤ 「合同保育には、移行後の担任予定者を配置し、個々の子どもの様子を把握する中で、きめ細かく対応しながら引継ぎを行う。」という主旨を追加記載します。
4ページ 6. 引継ぎ (3) 合同保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 引き継ぎに2～3年。公立でも正職の先生が1～2人異動されるように、子供たちが変だな？いつもと違うな？と思うことを完全に払拭できるように。大好きな先生がいなくなって、他の園へ行ってしまのは、公立でもある事なので、1年に1～2人ずつ変わっていくのがいいと思います。新しくきた先生の事を信頼して、大好きになるのは、時間が必要な事もあると思います。今まで築き上げてきた先生方との信頼関係は、保護者、子供たち共に数か月、1年位で築けるものではありません。大切な時期の子供たちこれから大人になっていく過程で“大人は信頼出来る”と教えていきたいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ある年度には、事業者に移管していくこととなりますが、異なる事業主体の職員が、長期的に保育に従事することは、園全体の運営上好ましくないと考えています。移管までの間には、移管後の担任予定者が合同保育に参加し、移管前から関係を構築していくこととしています。
4ページ 6. 引継ぎ (4) 市による支援及び進行管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 市は、引継ぎが計画的に実施されているかの進行管理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 進行管理の方法（報告書か現場調査か。また、チェック項目については公開されるかどうかを明記 2 引継ぎに関する問題が発生した場合には、市が積極的に調整に入り、必要な改善・指導を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 問題発生の場合は、選定された社会福祉法人への移管は中止。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 実際の移管事業者の決定後には、三者協議会を開催しますので、その中で協議していくことと考えています。 ➤ 市は保育の実施主体として、引継ぎ期間中に課題が発生した際には、課題解消のための改善・指導をしていきます。そのため、問題の程度にもよりますが、問題の発生が即刻移管の中止とはなりません。

該当頁・項目等	意見の内容	意見に対する考え方
4ページ 6. 引継ぎ (4) 市による 支援及び進行管理	3 市は、事業者に対し研修等の必要な支援を実施する。 ➤ 研修等の「等」について詳細に明記。また、支援時期、頻度（入社した際、入社ご毎月何ヶ月ごと、など）の明記。 ➤ 研修以外に想定される支援は何？その対応は市内他の私立園へのもと同じ対応になるのか？	➤ この項目は、「6.引継ぎ」に関する部分での記載となるが、研修についての記載は、「7.民営化後の取組（2）市の確認・点検・支援④」の項目において記載しているため、この項目での記載を削除し、項目7に統合します。
4ページ 6. 引継ぎ (4) 市による 支援及び進行管理	①市は、引継ぎが計画的に実施されているかの進行管理を行う。 ➤ 「進行管理を行う」⇒「進行管理を責任持って行う」 ➤ ①進行管理の具体的な方法は？	➤ 「市は、引継ぎがガイドラインに則して計画的に実施されているかの進行管理について責任を持って行う。」と修正します。 ➤ 三者協議会において事業者や保護者の方からの意見を伺うなど三者協議会で協議し決めてきた内容が予定通り進捗していくかを確認していくこととなります。
4ページ 7. 民営化後の 取組（1）評価 と公表	1 民営化後の評価として、福祉サービス第三者評価の受審を義務付ける。 ➤ 全保護者の参加の義務付けを明記。	➤ 福祉サービス第三者評価において、保護者はアンケート等により評価を行うことが一般的ですが、各保護者の意思による提出になりますので、保護者に義務付けるところまではできません。
4ページ 7. 民営化後の 取組（2）市の 確認・点検・支援	➤ 三者協議会を積極的に実施するや、改善の必要がある場合は市が積極的に加入する。積極的に加入する事態になるまで、把握していないということが問題になるのではないかと。職員の待遇も現状で保育士が足りないのに職員の確保が民営化しました！のあとに、募集して集まるとは思えない。 市の監視下であり、職員の待遇や保育の質を今までと同じようになっているかを抜き打ちの形で市が見回りにいくようなことが必要である。	➤ 市では定期的に園の運営や保育内容の確認を行っていきます。
4ページ 7. 民営化後の 取組（2）市の 確認・点検・支援	➤ ①「必要に応じて」とは、どのような場合を指す？定期的に実地検査などをして状況把握及び指導監督を行ってほしい。市による確認・点検・支援は期限なく継続して実施するものなのか？民設民営でも公立からの移行なので市が関与を継続することは可能と思うが、市とは別機関になるので口出しできないとも聞く。規定や市の移行や予定があれば知りたい。 ➤ ④人材育成については市内他の私立保育園と同じ扱いなのか？	➤ 「園の運営や保育内容について、定期的に確認を行うとともに、必要に応じて指導及び監督を行う。」と修正します。確認については、継続的に実施していきます。 ➤ 人材育成については、公立・私立問わず市内全体の保育力の向上を目指していくものです。

該当頁・項目等	意見の内容	意見に対する考え方
4ページ 7. 民営化後の取組（2）市の確認・点検・支援	1 園の運営や保育内容について、必要に応じて指導及び監督を行う。 ▶ 少なくとも、半年に1回 2 民営化後の保育の状況等に関する保護者アンケートを実施する。 ▶ アンケートの論点、測定方法、データ検証、分析、改善計画、改善結果の公表（追加） 3 三者協議会において出された意見や、福祉サービス第三者評価及び保護者アンケートの結果、また、市への直接的な苦情により、改善の必要がある場合には、市が責任を持って改善の対応を行う。 ▶ 報告書の提出、または苦情の通知後、いつまでに対応するのか、を明記。 4 保育士等の研修など市全体の保育力向上のための人材育成について積極的な支援を行う。 ▶ 保育士等の「等」の完全なリスト、及び保育士としての適性検査の実施頻度について明記	▶ 市では定期的に園の運営や保育内容の確認を行っています。 ▶ アンケートの内容・方法等については、保護者の意見を取り入れていくため、三者協議会において協議していくことが考えられます。 ▶ 改善すべき内容により、その対応に要する期間は異なってきますので、ガイドラインでの記載はしないこととします。 ▶ 保育士等の記載には、看護師や栄養士、調理師といった保育園職員全体を考えていますので、「保育園諸君に対する研修」と修正します。また、適性検査の実施については、公立保育園においても実施していませんので記載はしません。
4ページ 7. 民営化後の取組（2）市の確認・点検・支援	②民営化後の保育の状況等に関する保護者アンケートを実施する。 ▶ 「実施する」⇒「実施し、事業者の運営状況进行评估する。」	▶ アンケート結果を点検し、改善の必要がある場合には、市が責任を持って対応します。アンケートを点検するなかに評価していくことも含まれています。
4ページ 7. 民営化後の取組（2）市の確認・点検・支援	▶ 民営化して少なくとも3年位は、保護者からの不安や不満があった場合、必ず市が窓口になって、責任を持ってどんな小さな事でも対応する担当者、電話番号がはっきり明記された名詞のようなものを全世帯に配布 民営化されて不安が多い中、市がこのような対応をして下さると保護者の立場としてとても安心出来ます。民営化がはじまって、最初はよかったけど…中身見たら…と、不安は沢山よぎるのですが、市が責任を持って、小さな思い、不安等も対応して下さいととても安心です。質の良い法人を入れますとおっしゃって役所の方々、それを信用したいのでぜひ取り入れてほしいです。	▶ 民営化を進めるにあたって、保護者の方々に対し、丁寧な対応を行っていくことは必要不可欠なことであり、このことは平成28年5月の保育審議会の答申においても求められています。説明方法や対応方法等を含め、検討し、保護者の方々の不安解消につなげています。

該当頁・項目等	意見の内容	意見に対する考え方
ガイドライン全般	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 骨子案は他の市などと代わり映えがしない。今民営化して、突然潰れる保育園や問題があがることが多い。それを繰り返さないためにも、慎重に規定を細かく決め選定しそれが継続的に行われていくが子供たち未来に直結する。 ➤ もっと、踏み込んだ原案を策定し継続的に市が監視下にあることを明確にすることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ このガイドラインは、国立市立保育園の民営化にあたって、移管の基準を定めたものです。今後、このガイドラインに基づいて、事業者の選定を行っていきますが、募集の際には、より具体的な内容を記載した募集要項を作成していきます。
ガイドライン全般	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 財政問題ありきの民営化だとは考えられないと思います。議論するには財政の問題をしっかりと取り上げ、保育を必要とする子の利益と再度検証する必要があると考えます。民営化により現状サービス維持ができなくなった場合は公立に戻すなど保育を必要とする子の利益になることを明記すべきだと思います。 ➤ 大人の利益でなく、子の利益になるようしっかり考えていきましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市の経営資源（財源・人材）には限りがあります。そのため、効率的な資源の配分が必要となります。平成28年5月の保育審議会答申においても、民営化により生み出される人的資源・財的資源を市が抱える保育課題や市民ニーズに即応する新たな子育て支援施策に最大限活用することにより、子育て環境の更なる充実を図っていかねばならないと答申を受けています。また、その効果検証を行うこととされています。 ➤ 民営化ガイドラインでは「1ガイドラインの理念」の項目において、民営化にあたっては、子どもの最善の利益を優先しますということを掲げています。民営化が国立市の保育環境の充実に繋がることを目指していきます。
ガイドライン全般	<p>保育士の給料低下に保育の質の低下の、懸念。→保育士は全産業平均給与より約10万円ほど低いと言われています。民営法人が利益を上げられない場合に縮小した際の園児の処遇の懸念。園児が怪我や死亡した際の保護者への手当ての充実さの違いの懸念。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民営化ガイドラインでは、実績ある社会福祉法人に移管することとしています。そのため、株式会社のような営利企業とは異なる点があります。また、既に保育園の運営を行っている事業者となりますので、事業者選定の際に運営している保育園の状況等をしっかりと見ていく必要があると考えています。 ➤ 園児の怪我や死亡した場合、社会的責任は、事業主体として問われるもので、公立・私立に限らず、責任ある対応が行われるものとなります。補償の制度については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となります。これは、公立・私立ともに加入しています。

(2) 「国立市立保育園民営化ガイドライン（骨子案）」以外の公立保育園民営化に対する意見

意見の内容	意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 保護者、市民に民営化についての具体的な説明もなく、反対意見も多数出ている中、是非も問わずに、民営化の話が進んでいることに疑問、不信感を覚えます。 ➤ ガイドラインがどうのこうのの前に、民営化に反対です。わが子はなかよし保育園に通っていますが、その保育園の雰囲気、先生がいいなと思わせていますので、経営が変わり、保育園そのもの、なかよしが無くなるのが嫌なのです。民営化の際は、引き継ぎ期間を設けると言っていますが、そんなことはどうでも良く、今ある保育園を変えないで下さい。 ➤ 長男は、なかよし保育園を卒園しましたが、無くなるかもしれないと知り、本当に嫌だと言っています。どれだけ、公立の、今ある保育園が、子供、親にとって大切な場所なのか、考えて頂きたいです。市には、愛のある、私達を悲しませることのない対応を望みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民営化に関する説明については、5月の答申後に市民説明会、7月に各園での保護者説明会、9月に副市長が出席しての保護者説明会を開催してきました。しかしながら、参加者からは、全ての保護者が参加できる状況ではないといったご意見をいただいています。そのため、各保育園を巡回して個別に相談をうける場を設定していくことを考えています。 ➤ 今ある公立保育園を変えないでほしいと願っている保護者の方がいることは重々承知していますが、市といたしましては、市が抱える保育行政課題に取り組んでいくため、これまでの行政サービスの役割を見直し、民営化により生み出される人的資源・財的資源を最大限活用し、保育課題や市民ニーズに対応した保育・子育て支援施策を展開していく必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民営化については保護者への十分な説明が行われ、それら保護者の意見を尊重し、慎重に民営化の決定を行うよう様々な場面で要望及び行政説明がなされてきたと記憶するが、9月議会の答弁ではすでに民営化は決定事項であり、議会に対しても報告にとどめるなかで、民営化が決定されていくことに一保護者として不信感を覚えるとともに、審議会においては民営化を決定するために審議をしていたのか、諮問に基づき民営化の手段や方針を提示する為に審議をしていたのかお聞きたい。 ➤ これまでの議会では審議会答申により民営化は了承されている事項のように受け取れる所管課による答弁が続いているが、民営化により影響を受ける保護者には、どのように園生活が変わるのか、そのメリット・デメリット、様々な不安からの質問に対しての返答がないまま、一方的な取り組むべき他の保育施策、財政的な状況についての説明に終始し、公立保育園民営化の是非の判断をするための理解が深められないまま、12月を迎えようとしています。当初は来年まであった審議会日程も短縮され、5月の答申直後に突然、対象園の決定と事業者選定委員会の設置が12月に行われることを知り、民営化が提案されて7年近くになりますが、ここ数ヶ月で実質的な部分が決められ、民営化はこうなると提示されても、民営化理由からガイドラインの中身の良し悪し、私たちの生活への影響と理解に苦慮しております。審議会におかれましては、子供たちの最善の利益を守るよう十分審議をいただき、私たちにその意義・必要性・効果がわかるよう説明を求めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市といたしましては、民営化を進めていくことについては、方針決定しているところです。民営化の考え方やその方法、民営化を進めていく際の基本的事項を定めるガイドラインの作成を保育審議会で審議しています。民営化の基本的な考え方及び方法については、平成28年5月に答申をいただき、この答申では、まず1園の民営化を実績のある社会福祉法人に移管することにより民営化を進めること、すべての公立保育園を民営化するのではなく、最低1園は公立の意義を果たしていくことなどが示されています。この答申を受けて、市では、庁内検討会を立ち上げて、市の保育施策全体の考え方を整理した「国立市保育整備計画」の策定に取り組んでいるところであり、民営化方針についてもこの計画に盛り込んでいく予定です。また、民営化ガイドラインについては、11月に保育審議会より答申を受ける予定です。このガイドラインは、民営化を進めていく際の手順や配慮すべき内容等の基本的な項目を示したものとなります。今後、どの園をいつから民営化するかを決定していきますが、各園により詳細は異なりますので、民営化する園が決定しますと、より具体的にその園で配慮すべき事項や保護者の不安事項の解消に向けた協議を行うことができます。今後の事業者の選定や三者協議会において、丁寧な対応のもと民営化を進めていきます。

意見の内容	意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 7月に保育園で行われた説明会に参加いたしました、「保護者の意見・要望を伺いながら…」とありますが、こちらの不安に思っていることを伝えている方もたくさんいましたが、財政のことで市長が民営化すると言って当選していることを重視されていて、民営化に関してあまり要望が聞いてもらえる感じはしませんでした。説明会后すぐに市報にて「民営化します」といった内容のものを見た時は、大変おどろきました。説明会でどのような意見が出ようが、市の進め方は変わらないのかという印象を受けました。 ➤ 「園児への影響を最小限に」とありますが、影響が0になることはないことを重く受けとめていただきたい。民営化のために多少の影響を子供たちが受ける可能性があることをふまえても、民営化することの利点があるのでしょうか。説明会で、財源に限りがあり、保育園で働いている現在の先生方を保育園に行っていない子供たちの対応へまわっていただくというお話でしたが、正直、ピンときません。それはそれで専門的な方が必要に感じます。そこを財源を理由にされるのであれば、そのことは財源をさくほど市は重要視していないと感じます。現場の経験豊富な保育士という人材をムダにしているように感じます。民営の保育園を1つ増やすということでしたら、理解できますが、（待機児童の問題の解消のため）最終的には今ある公立のうち3つを民営化する利点がわかりません。3つの公立保育園すべて民営化した場合、せめて子供の関係のある仕事をされるのでしょうか。普通の事務職になることは、本当にもったいないと感じます。財源に限りがあることはわかりますが、今ある人材は宝だと思います。それを一番活躍できる場所で生かせないことは、逆に財源をムダにしている表面上だけの財源確保に感じます。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市といたしましては、民営化を進めていくことについては決定しているところですが、民営化をどのように進めていくべきなのかという点について、審議会で議論したり、説明会等で保護者の意見を伺ったりしてきているところです。現段階において、民営化する保育園1園を決定しているわけではございませんが、今後、どの園をいつから民営化するかを決定していきますので、民営化する園が決定しますと、より具体的にその園で配慮すべき事項や保護者の不安事項の解消に向けた協議を行っていくこととなります。そのような協議の場において、直接の影響を受ける方々を中心に保護者からの意見や要望を伺いながら進めてまいります。 ➤ 保育審議会からの答申を受けて、現在示されている内容は、1園を実績ある社会福祉法人に移管すること、1園は公立の意義を果たしていくこと、残りの2園は、1園目の民営化の効果検証を行ったのちに検討を進めることとされています。また、これまで説明会等において説明してきておりますが、現在公立保育園で保育事業に従事している保育士は、発達支援室や子ども家庭支援センター、学童保育所、新たに配置を検討している保育ソーシャルワーカーなど子どもに関する業務に従事することを検討しているところですので、本人の希望なしに一般事務職として従事することはありません。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国立市では高齢化が激しい。子供たちが住みやすくすることが、国立市の未来に直結する。役所内の連携があまり取られていないように見えるし、ずさんなところが多いように思う。市議並びに市長がどこまで関わって積極的に動いているかも、かなり疑問。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市として民営化の方針決定を行い、民営化の基本的な考え方やその方法、ガイドラインの作成について、市長より保育審議会に諮問しています。また、保育審議会からの答申を受け、市の計画として全庁的な体制で定めていくため、庁内検討会を立ち上げました。その庁内検討会において、公立保育園民営化方針を含めた市の保育施策全体の計画の策定に取り組んでおり、市長のもとで民営化園等を含めた保育整備計画の決定をしていくこととなります。 ➤ 市議会議員の皆様においては、この間、市議会定例会での一般質問等の議論の機会や福祉保険委員会での民営化に係る審議や検討の報告において見解をいただいているところです。

意見の内容	意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ➤ ガイドラインだけではシンプルすぎると思われる部分も、審議会ではかなり細かく詳細な情報をもとに審議いただいているようではあるが、他市の場合はどうやっている、という報告ばかりで、国立市の保育はこうあるべきだからこうする、という強い意志が感じられない。結局はガイドラインが審議会の成果品であり、雇用される保育士の質がほぼイコール保育園の質であることから、審議会でいかに詳細に検討されようと、どんなに「良い」社会福祉法人が手を挙げようと、保育士が雇用され民営化園の運営が始まらないと判断できない点で、やはり民営化に対する不安は拭えない。 ➤ 民営化するにしてもしないにしても、現在の公立保育園の高い保育水準を維持することは、国立市の保育行政の大前提だと思っている。そのためのガイドラインが今の記載内容で十分なのかどうかを判断するのは自分には無理。保護者のみならず、議員でも市職員でも市長でも、おそらく無理だと思う。その基本的条件や職員配置等の条件、また、引継ぎについては、現公立保育園の意見を十分に聞いて取り入れてほしい。（実際の程度ヒアリングして取り入れているのか？） ➤ 民営化するのかもしれないかの議論もなくいつのまにか民営化することになっていた印象は相変わらずある。ただでさえ保育士不足が問題となっている中、現在稼働中の社会福祉法人であっても、日本中で民営化が進み新規採用の保育士を雇用せざるを得なければ、高水準の保育を複数個所で実施することは難しいと思う。民営化後の園が当初の条件に合わない、重大な事故を起こす、などが多く発生している中、国立市はそうならない、という保証はどこにあるのか。それでも民営化するのか、もう一度根本からの議論が必要ではないか。なぜ財政上の必要だけを掲げて「拙速に」進めようとするのか、その理由、背景を明らかにしてほしい。自分はこれまで、市が決めるのであればよりよい民営化をとともに目指すのがよいと考えてきたが、審議会や議会での議論の様子や市の進め方、世間での民営化関連ニュースを見るにつけ、民営化自体に反対する気持ちが強くなっている。民営化を進める自治体が多い中、教育や子育てに力を入れている（と言っている）国立市だからこそ、十分な議論が必要。公立保育園の意義を認め、民営化しないという結論もありうると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 移管する事業者が決定後は、担任予定者が合同保育に参加することとなります。また、従事する保育士は、配置基準により算出された必要保育士のうち、児童福祉事業に6年以上従事した者を3分の1以上にすることが保育審議会で議論され盛り込まれています。移管する前には、従事する保育士のこれまでの履歴等を事業者より提出いただき、どのような経験を持つ保育士が従事するかを見ていくこととなります。 ➤ ガイドラインの作成にあたっては、保育審議会において審議いただいておりますが、その審議会の委員として公立保育園の職員（園長）も委員として参画する中で審議を進めております。また、事業者が決定しますと、事業者、市（園長等も含む）、保護者の三者による三者協議会を立ち上げ、移管に向けて配慮すべき点などをより具体的に協議していくこととなります。 ➤ 市といたしましては、取り組むべき保育行政課題の解決や市民ニーズに応えていくことが必要です。しかしながら、課題に取り組むためには、新たな事業を展開したり、今ある事業を拡充させたりしていくこととなりますが、市が持っている財源や人材は有限です。そのため、必要な事業であっても、予算や人材を純増することにより対応することはできません。今ある財源や人材を有効に活用していく中で対応していかなければ、市全体を健全に経営していくことができません。民営化する理由としては、公立として保育支援の更なる役割を果たす必要があるため、保育園の運営については、民間事業者への移管が可能なのは移管し、民営化していくことにより生み出される市の人材や財源を新たな保育・子育て支援事業に活用し、市全体の子育て家庭の課題に注力していくことが必要であると考えています。

意見の内容	意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 保護者の中で8割は賛成していない民営化、説明会で反対の意見を伝え、訴えたにもかかわらず数日後に市報で民営化決定が発表されてとてもおどろいています。説明会を開催したから、保護者に理解を得たと認識されたのでしょうか？ガイドライン骨子案に「保護者の不安を解消しながら取り組む」とありますが、どう信用して子供たちを預けたらいいか不安でいっぱいです。ガイドライン作成においては、保護者が不安いっぱいの中、民営化は進んでいくことをご理解頂き、声をきいてください。これから大人になって社会に出ていく子供たちの“今”はとても大切でありベースになっていきます。国立市にとっても大きな財産ではないでしょうか？どうか子供たちが大人を信頼して過ごせるよう尽力下さい。お願い致します。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ できることであれば民営化してほしくないという保護者の方々のご意見は多くいただいておりますが、上記のご意見に対する回答でも記載しておりますとおり、取り組むべき保育行政課題の解決や市民ニーズに応えていくためには、有限である市が持つ財源や人材を有効活用する中で、様々な事業を展開していく必要があります。そのためには、保育園運営を民間事業者に移管し、民営化していくことにより生み出される市の人材や財源を新たな保育・子育て支援事業に活用し、市全体の子育て家庭の課題に注力していくことが必要です。 今後、民営化する保育園や移管時期を示していくこととなりますが、民営化する園が決まると、事業者の選定を行っていく事となります。そして、事業者が決定しますと、事業者、市（保育園職員を含む）、保護者の三者による三者協議会を開催し、保護者の不安や引き継いでいく際の配慮事項などをより具体的に三者で協議したうえで、合同保育を経て移管していくこととなります。そのような過程において、保護者の不安を1つひとつ解消しながら進めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 全体的に、保護者、子どものことを良く考えて作られたガイドラインだと思うのですが、今現在、すでに保護者の意見が無視され続けている。また、都合のいいように勝手な解釈をされたりしている。この状況を考えると、一体何のためのガイドラインなのかわからなくなる。 ➤ そもそも、民営化前提の進め方に納得出来ないまま、それでも次々と事態は進んでいくので、情報を見逃さないようにするのに必死です。そんな中「12月に園の決定」。ついていけません。このガイドラインもきれいごと、表面的なもののように思えてしまいます。 ➤ 本当に「保護者の理解と納得を得て」と思われるのなら、弾丸で進めるのはやめてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ これまで、公立保育園の民営化に係る説明会、意見交換会等を行ってまいりましたが、意見が反映されていないとの声をいただいております。引き続き、保護者、市民の皆様へ、市の民営化の取り組みについて、丁寧にご説明する機会を設けてまいります。

意見の内容	意見に対する考え方
<p>➤ 基本的に民営化することについては反対です。保育審議会会議録をこれまでに全て読みましたが、第1回から第10回に至るまで、未だに反対の意見や民営化を危惧する声が挙がっているのにも関わらず、その言論が封殺されているという印象が強くなります。市民との合意形成なくして、民営化してはならないと考えますが、審議会の委員である保育園の保護者であろう方の意見すら軽視している模様がみとれますし、審議会のメンバーに保護者の方がいる事を逆手に取っているように見えてなりません。これは「公立保育園の民営化について」の保護者説明会に参加した際も同様の違和感を感じました。このような大切な事案について、強引に民営化を推し進めようとしている市の姿勢に、保護者としても市民としても強い不信感を覚えます。</p> <p>国立市の財源の問題で、市にとって運営していくのに「負担が大きい公立保育園から、負担の小さい私立保育園へと順次移行し」と国立市財政改革審議会答申に明記してあるにも関わらず、財政難が理由で民営化するわけではないと、市の職員の方から回答され、又そのような中骨子案作成まで着々と進み、信頼していいものか不安ではありません。</p> <p>今回提示されたガイドラインの理念に、「子どもの最善の利益を優先する」とありますが、最善の利益というのであれば、民営化するというのではなく、現在の成熟した公立保育園を維持、存続させていく事が、一番優先させることではないでしょうか？と言うのも、保育して下さる保育士の方々が、長く保育に携われる事が保障された中で、その経験や知識を現場の保育士の方向士で共有して頂き、そして蓄積された事に基いて子供たちと接して絆を深めていく事こそが子供たちにとって最善の利益だと考えるからです。今ある歴史ある私立保育園は素晴らしいものだと思っております。しかし、他都市で民営化した保育園については良い話というものを聞いた事がありません。仮に民営化後に保育園の名前が変われば、それだけでも在園児・卒園児にとって衝撃だと思います。</p> <p>保育の実施主体として責任のある国立市にとって、公立保育園を手放すことは、その責任をも手放す事と捕らえられても仕方のないという意味で、市民の不信感を招くリスクであり、経験豊富な人材を流出させる大きな損失といえるのではないのでしょうか？</p>	<p>➤ 保育審議会においては、公立保育園の保護者の代表にも委員として参画いただいています。確かに、学識経験者の委員や市立保育園保護者の委員など様々な委員で構成されている審議会において、公立保育園保護者代表の委員のご意見が100%採用されるということではありません。しかしながら、答申の提出までに、当事者である公立保育園の保護者代表の委員の意見を尊重し、少数意見であっても、しっかりとその内容を記載すべきであるといった意見もあり、答申ではそうした意見も反映したものとなっていると考えています。</p> <p>➤ 子ども施策を所管する子ども家庭部では、取り組むべき保育行政課題、子育て支援施策が多々抱えています。これらの課題解決に向け、新たな事業を展開したり、既存の事業を拡充したりするためには、新たな財源と人材が必要となります。しかしながら、市の財源や人材には限りがありますので、取り組むべき課題についても、経営資源を純増して取り組むことはできません。そのため、公立保育園として運営している保育園について、私立保育園として運営実績を持つ社会福祉法人に移管し、生み出される人材と財源を取り組むべき課題に充てていくことにより、市全体の保育や子育て支援事業に取り組んでいくことを考えています。つまり、財政課題を解決するために保育事業を削減していくのではなく、増え続ける保育・子育て支援に関する課題に取り組むために民営化を進めることをご理解ください。</p> <p>➤ 公立保育園において経験を積まれた保育士の方々については、その経験を公立保育園だけではなく、市全体の保育課題の解決に生かしていくことを考えています。具体的な内容については、現在検討中の国立市保育整備計画において示していく予定です。なお、保育審議会の答申にありますとおり、公立保育園4園全てを民営化する予定はありません。少なくとも1園は公立としての意義を果たしていくことが答申でも明記されています。</p>

意見の内容	意見に対する考え方
<p>民営化の理由の1つとして、「私立園を1つ増やすのではなく、国の保育所保育指針に見合った保育園として、モデルとなる保育園を目指す」とありますが、目指すところは、他都市で民営化によって様々な問題が起こっていますが、そうならない園を作ることではなく、公立四園を公立として残して市としてのリーダーシップを遺憾無く発揮して頂き、その機能を今ある私立保育園と共有し合い、より良い保育に高めて、「国立市とは子供達の育成に総力を挙げている魅力的な街である」という事を市内にも市外にも発信していくことではないでしょうか？それを在園している子供たちにも。卒園していった子供たちにも見せていく事ではないでしょうか？</p> <p>そうする為（公立を残すため）には、保育料を上げなければいけないとか、ごみ袋の有料化のような何かを有料にする必要がある等あれば、市からの説明があればぜひ国立市に住む一市民として協力したい所存です。何も反対だけを唱えているわけではないという事をご理解いただければと思います。</p> <p>それでも民設民営という方式で民営化するのであれば、万一移管先の事業者が実際に運営していく中で経営難に陥ったり、職員の短期離職をする方が続くというリスクを回避し、且つ保育の質を担保する為に、民営化することによって、市が新たに確保される財源を予め民営化される園の職員の給与の上乗せに充てたり、いずれ老朽化する園舎の建て替えの際の費用の積み立て等、積極的に支援するのが市の責任であると考えます。全ては子供達の最善の利益のため、将来、大人に対する不信感を持つ事無く、この街で育った事が喜びと子供達が感じられますように心から願っております。</p> <p>民営化は市にとって急務かもしれませんが、民営化について多くの市民の方がその内容について知る機会を増やしていただきたく、又、計画された日程はあると思いますが、必要に応じて民営化決定の延期または取り止めも視野に入れた柔軟な対応をお願い申し上げます。</p>	<p>➤ 公立保育園も私立保育園もともに特色があり、どちらが優れているということではありません。当市が子どもの育成に力を入れた魅力ある市であるためには、公立保育園の充実だけではなく、公立・私立に関らず、市全体の保育力の向上を図るとともに、抱えている保育・子育て支援の課題に積極的に取り組む必要があると考えています。</p>